

平成29年7月5日からの九州北部豪雨に伴う災害救助・救援のために使用する車両の無料措置期間の再延長について

1. 対象期間

平成30年12月31日まで
(延長前：平成30年6月30日まで)

2. 対象車両

- (1) 自治体等からの要請により、被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両
- (2) 自治体が災害救援のために使用する車両
- (3) 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両

3. 対象路線 全路線

4. 通行方法 「2.対象車両」が「3.対象路線」を利用する場合は、災害派遣等従事車両証明書を料金所で提示する。